

第2号様式の3

令和8年度第1回法務省総合評価委員会審議概要

開催日時及び場所	令和8年6月29日（月）15：15～16：15 法務省大臣官房施設課協議室（大臣官房施設課旧参事官室）	
委員	只 木 誠（大学教授）※委員長 黒 澤 正 明（公益社団法人監事） 遠 藤 和 義（大学教授）	
審 議 対 象 期 間	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで	
【 工 事 】		（備考）
抽 出 対 象 案 件	総件数 2 件	
類 技術提案評価型		
型 S型	0 件	
類 施工能力評価型		
型 I型	0 件	
型 施工能力評価型		
型 II型（一般タイプ）	1 件	
型 施工能力評価型	1 件	
【 業 務 】		（備考）
抽 出 対 象 案 件	総件数 0 件	
類 標 準	0 件	
型 簡 易	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
1 総合評価落札方式の実施状況について 協力雇用主を加点評価する総合評価落札方式を適用した工事について説明してほしい。 2 抽出案件の審議 令和7年度中央合同庁舎第6号館地下大会議室電気設備改修工事 予定価格の見積採用単価の算出に当たり、「見積不可」と記載されている項目は、取扱製品自体はあるものの、求める仕様への適合性や見積書を作成する事務負担などの理由から企業が見積提出に応じられず、その結果として採用可能な見積書が十分に集まらなかったという理解でよいのか。 実際に工事を受注することがない資材メーカーから提出された見積価格は、真に市場の実勢価格を反映した適正な価格であるといえるのか。本工事のように資材の価格が大半を占める工事では、資材メーカー等の販売戦略や影響力によって工事価格が左右されてしまうという懸念がある。 総合評価項目のうち、地域精通度の加点について説明してほしい。その地域・地方の中小企業の受注機会確保がその意図であると思うが、東京都内の工事であっても適用の効果は期待できるのか。	瀬戸少年院庁舎管理棟防水工事の入札手続において、協力雇用主を加点評価する総合評価落札方式を適用した。入札参加者が11者と大変多くの方に参加いただいたが、協力雇用主として加点に至った者はいなかった。引き続き、広報活動に取り組み、協力雇用主が入札に参加する機会の創出に努めたい。 御指摘のとおりである。予定価格の積算では原則として3社以上から見積を取得することとしているが、本工事のような改修工事では、既存の形状やシステムに適合する製品に限りがあるため、すべての項目において有効な見積書を複数社から取得することが難しく、結果として採用可能な見積範囲が限られたものとなった。 見積採用単価の算出に当たっては、受注者となる可能性のある施工者ではなく、資材メーカー等から徴集した見積価格を参考に行っているが、それだけに依拠するのではなく、他の資材価格の動向等も参考にしながらその価格の妥当性を判断しているところである。 地域精通度の評価は、地域に関する知識や関係性を有する事業者の方が工事を円滑かつ高品質に実施できるという考え方に基づき、近隣での施工実績や本店の有無を評価する項目である。その点で、東京都

	であっても他の地域と同様に効果は期待できると考えており、本工事でも、工事場所である東京都に本店があった入札参加者を加点している。
--	--